

令和6年度 いじめ防止基本方針

土浦市立土浦第二中学校（小中一貫校）

1 基本理念

（1）定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（2）いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- ① いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、児童生徒がいじめを行わずまた他の児童生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨としていじめ防止等のための対策を行う。
- ② 児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- ③ 学校及び教職員は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう に、保護者・関係諸機関との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。
- ④ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、人権意識・規範意識を養うための指導やその他の必要な指導を行うよう努める。

（3）いじめの態様

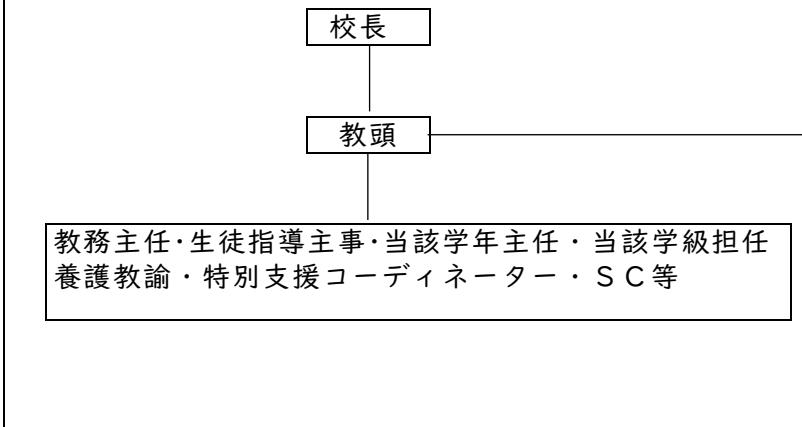
- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。口論になる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ 通信機器等で、誹謗・中傷やいやなことをされる。

2 いじめ未然防止・いじめ問題について取り組む体制

（1）校内の組織・施策

- ① いじめ未然防止のため体制として「いじめ防止対策委員会」を位置づけ、定期的に開催する。管理職・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・特別支援コーディネーターで構成する。必要な場合はスクールカウンセラー・学年担当等が加わることができる。
- ② いじめ等が発見された場合は、「いじめ対策委員会」【図1】を臨時に開催し、早期対応にあたる。管理職・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・当該学年主任・当該学級担任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー等で構成する。
- ③ いじめ防止基本方針の作成と実践的な校内研修を実施する。
- ④ いじめ等についての相談・カウンセリング体制を整備する。

いじめ対策委員会



【図1】

外部機関

- ・市教育委員会
- ・児童相談所
- ・市こども包括支援課
- ・いじめ・体罰解消
サポートセンター
- ・警察

等

(2) 外部機関との連携

① 市教育委員会との連携

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（重大事態あるいは重大事態の疑いがある場合）は、市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方・対応などについて連携して対処する。

② 児童相談所等との連携

児童相談所、市こども包括支援課、警察等との連携を強化する。

③ いじめ防止活動に関わる連携

校長会、PTA連合会、青少年健全育成推進会議、子ども会育成団体連絡協議会、スポーツ少年団等と連携していじめ防止活動を推進する。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。
- ② 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- ④ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑤ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう、細心の注意を払う。
- ⑦ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) 指導体制の確立

学校全体を挙げた対応～組織力・チーム力を生かした実効性ある体制づくり～

- ① 校長のリーダーシップの下に、生徒指導部会・いじめ対策委員会等での密接な情報交換により共通認識を図り、全職員が一致協力して指導に取り組む。
- ② 文科省国立教育政策研究所『生徒指導支援資料5「いじめに備える」』を用いた校内研修を実施する。
- ③ 指導力の向上を図るために、事例を通した研修、カウンセリング演習等実践的な内容の研修、学級経営力向上のための研修を実施する。
- ④ 普段から多くの児童生徒が輝く場を多く設定し、自尊感情や自己有用感を高めるなど、「積極的な生徒指導」に努める。

(3) すべての児童生徒への指導

① 人権教育の充実

- ・ 「いじめは人権をおびやかす行為であり、人間として絶対に許されないこと」「いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識」「いじめを大人に伝えることは正しい行為であること」を児童生徒に理解させる。
- ・ 人を思いやることができるように生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権学習・人権教室等を積極的に実施する。

② 小中一貫教育を通して、ほめられたり認められたりする体験の重視

- ・ 自分の良い点や個性を認められる体験・授業
- ・ 小中学生の交流→人と関わる機会・自己有用感や自信を持たせる機会（読み聞かせ、合同あいさつ運動、クラブ・委員会活動交流等）
- ・ 9年間を通してキャリア教育を通して、自分のよさ・能力の発見

③ コミュニケーション力の育成を目指す特別活動・体験活動の充実

- ・ 他者・社会・自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合う機会を設定し、命を大切にする心、感動する心、ともに生きる喜びを体得させる。
- ・ たてわり活動、異学年交流、自然体験、共同宿泊体験、福祉体験等を体系的に展開し、思いやりや協力する心を育てる。

④ 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に吟味した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 児童生徒の心が搖さぶられる教材や資料に出会いさせ、人としての「心づかい」「やしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組 ~小さな変化に対する気づきと対応~

(1) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- ① 児童生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、相談ポスト、個別面談、ネット相談等）

- ② 児童生徒の表情・行動を注視する。（観察、チェックリスト等）

- ③ 保護者と情報を共有する。（電話連絡・家庭訪問、PTAの会議等）

- ④ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

(2) 学習用端末を活用した実態把握の実施

アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、全校で1学期に1回以上学習用端末（発達段階に応じて紙面も可）で記名式のアンケートを実施し、必要に応じ教育相談も行い問題の早期発見・早期解決に努める。学期に1回に限らず学年学級の実態に応じてアンケートや教育相談、チェックリストでの実態把握は随時実施する。

また、「つちまる相談室」での相談窓口も活用し、実態把握は随時実施する。

*アンケート等の記録は、5年間保存・管理する。

(3) 早期解消に向けて *別紙1参照

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。

早期の適切な対応 ~問題を軽視せず迅速かつ組織的に対応~

生徒指導部会・主任会・学年会
→管理職への報告・連絡・相談・確認

○ 正確な実態把握	○ 指導体制・方針決定	○ 指導・支援
<ul style="list-style-type: none">・当事者、周囲の児童から個々に詳細に聴き取り、記録する。（当事者・保護者の立場に立って）・担任がかかえこまず、学年や関係教職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。	<ul style="list-style-type: none">・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。・教育委員会、児童相談所、市こども包括支援課、警察等関係機関との連絡調整を行う。・保護者への説明責任を果たし、連携をとる。	<ul style="list-style-type: none">・相手の苦しみや痛みを考えさせる指導を行うとともに、「許される行為ではない」という人権意識を持たせ、反省・謝罪させる。・いじめられた児童生徒の心配や不安を取り除き、心のケアを図る。・いじめが解消した後も保護者と継続的に連絡をとる。

* 実態把握中から、いじめられている児童生徒やいじめを報告したことによっていじめられるおそれがある児童生徒を徹底して守り抜くということを、教職員が言葉と態度で示し、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

5 ネット上のいじめ問題について

(1) ネット上のいじめの特徴と内容

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなり得る。

- ③ 保護者や教師など身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用しているSNSなどを詳細に確認することが困難であるため、ネット上のいじめの実態を把握することが難しい。
- ④ インターネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難となるとともに、不特定多数の者からアクセスされる危険性がある。

《 内 容 》

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等への誹謗・中傷の書き込み
- ・ SNS等へ個人情報を無断で掲載
- ・ 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。
- ・ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- ・ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上で誹謗・中傷を行う。

(2) ネット上のいじめへの対策・指導について

- ① 通信機器等の危険性について、啓発・指導資料等を活用して指導する。
- ② 携帯電話の使い方教室を、茨城県メディア教育指導員や茨城県警察、携帯電話会社社員などの外部講師に依頼して実施し、児童生徒が正しく携帯電話を使えるように指導する。
- ③ 保護者と連携を図りながら、児童生徒の通信機器等の使用実態を把握し、使用に対する約束等を設けるよう保護者に依頼する。
- ④ 気になる様子が見られた場合は、人権擁護局のいじめ対策サイトに相談したり、茨城県警察、専門機関と連携したりするなどして、ネットでのいじめの状況を把握して指導にあたる。
- ⑤ 上記の場合、保護者と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協力して事態の解決を図る。
- ⑥ 問題となった事案については、他の児童生徒が同じような過ちを起こすことがないよう、プライバシーに十分配慮しながらも必要性があれば全体に指導する。

6 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

- ① 児童生徒が自殺を企図するなど、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）があると認められる場合
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

土浦市教育委員会の指導・支援のもと、以下の対応に当たる。

- ① 学校長の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を土浦市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。



「令和6年3月改訂」



・ いじめ防止集会の様子
「いじめは絶対に許さない！！」

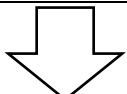
いじめに対する対応・措置 流れ図

I 初期の対応

- ①被害者からの聞き取り・心のケア・支援
- ②加害者からの聞き取り・指導
- ③記録を確實に取る。

記録の留意点

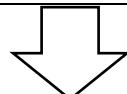
- ・「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「どのようなことがあったか」
- ・必要に応じて、複数の教員で行う。



・共通理解し、組織で対応する。

2 解決へ向けて対応 【担任・学年主任・生徒指導主事等】

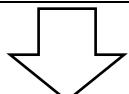
- ①被害者や加害者への支援や指導、相談を行う。
 - ②状況に応じて学級、学年、全校へ指導する。
- ※必要に応じ「いじめ対策委員会」を設置する。



・被害者側の心情を最優先し、必要に応じ隨時連絡を取る。

3 保護者への対応 【担任・学年主任・生徒指導主事・教務主任・管理職等】

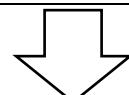
- ①被害児童生徒の保護者へ
 - ・事実と今までの聞き取りの経過や今後の支援について説明し理解を得るとともに協力を依頼する。
- ②加害児童生徒の保護者へ
 - ・事実について説明し、理解を得るとともに協力を依頼し、助言する。



・一定程度の解消

4 児童生徒への指導の継続

- ①支援・指導の継続と経過の報告
- ②状況に応じて繰り返し保護者にも説明し、協力を依頼する。
- ③事態が改善されない場合は、再度組織的に対策を検討する。



5 解消

- ①各種の状況をもとに組織的に検討し、校長がいじめ解消を判断する。
- ②報告すべき事案は、必要に応じて各段階で市教委へ報告する。
- ③情報提供者や協力いただいた関係機関にも報告する。

別紙2

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 早期に警察に相談又は通報を行う場合があるものとして、暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物破損等、強要、脅迫、名誉毀損、侮辱、自殺閑与、児童ポルノ提供等、私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)があげられる。